

せたな町総合計画庁内策定委員会専門部会設置要綱

平成18年6月1日
せたな町訓令第39号

(設置)

第1条 せたな町総合計画庁内策定委員会設置要綱(以下「要綱」という。)第7条第1項の規定に基づき、せたな町総合計画庁内策定委員会(以下「策定委員会」という。)に専門部会を設置する。

(部会)

第2条 策定委員会に次の部会を設け、委員長の指名する委員をもって組織する。

- (1) 生活環境専門部会
- (2) 福祉文教専門部会
- (3) 産業経済専門部会

(所掌事務)

第3条 専門部会は、要綱第2条に定める事項について専門的に調整する。

(組織)

第4条 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選による。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会長は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(職員の協力)

第7条 部会長が必要と認めるときは、関係職員等に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会の調整結果について、策定委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、政策調整課において処理する。

附 則

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。